

令和 2年 2月 28日

各 部 局 等 の 長

殿

事 務 局 各 部 長

事 務 局 長

松 浦 晃 幸

新型コロナウイルス感染症に係る職員に対する特別休暇の適用範囲の拡大  
及び時差出勤措置について（通知）

このことについて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨日、安倍総理大臣から全国すべての小学校等の臨時休校の要請がされました。このことを踏まえ、本学では、職員が養育する子が在園・在学する幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等（以下，学校等という。）が臨時休校となった期間中，当該子の養育のためやむを得ず出勤することが困難な事情がある職員については，上司と相談の上，業務に支障のない範囲において，適宜，特別休暇を取得することができることとします。

また，新型コロナウイルスの拡大防止を目的として，交通機関の混雑を避ける時差出勤が推奨されていることから，必要とする職員については，時差出勤を可能といたします。

詳細な手続き等は，以下の通りとします。

記

【特別休暇の取扱いについて】

令和2年2月20日付「新型コロナウイルス感染症等における職員の勤務の取扱いについて（通知）」の扱いに準じるものとします。取得要件は，子の在園・在学する学校等が臨時休校に伴い，当該子を養育する場合とします。また，同居家族が新型コロナウイルスに罹患等したことに伴う対応により，出勤することが困難な事情がある職員についても同様の取扱いとします。休暇簿の理由欄は「新型コロナ子の養育等のため」とするものとします。

【時差出勤の取扱いについて】

<勤務時間のパターン>

1か月単位の変形労働時間制を適用し，勤務時間のパターンは以下のA～Eのいずれか

とする。

- A 7:00-15:45
- B 7:30-16:15
- C 8:00-16:45
- D 9:00-17:45
- E 10:00-18:45

<常勤職員かつ就業管理システム利用者以外>

別添様式「(時差出勤用) 1 か月単位の変形労働時間勤務表」を作成し、決裁のうえ、出勤簿の摘要欄に例のように記載する(例:時差出勤 3/1~3/31)。

<常勤職員かつ就業管理システム利用者>

別添様式「(時差出勤用) 1 か月単位の変形労働時間勤務表」を作成し、決裁のうえ、就業管理システムに勤務時間を登録する。なお、登録方法は別添の「時差出勤の登録について」を参照。

<非常勤職員または特定雇用職員>

対象者と協議の上、改めて始業、終業時刻を変更した労働条件通知書を発行する。以降の事務手続きは、勤務態様変更として従来通りの取扱いとする。